

**V 支 援
(保 育 所 等)**

凡例【保育所】 ① 児童基準：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 ② 児童基準条例：広島市児童福祉施設設備基準等条例 ③ 保育指針：保育所保育指針 ④ R7年こ成事第175号・こ支総第50号：児童福祉行政指導監査実施要綱 ⑤ 運営基準：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

【幼保連携型認定こども園】 ① 幼保連携基準：幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 ② 教育・保育要領：幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ③ 府子本第373号：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について ④ 認定こども園法：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 ⑤ 認定こども園規則：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則

【その他の認定こども園】 ① 認定こども園基準：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準 ② 認定こども園基準条例：同上 ③ 保育指針：同上 ④ 教育・保育要領：同上 ⑤ 運営基準：同上

【地域型保育事業】 ① 家庭基準：家庭の保育事業等の設備及び運営に関する基準 ② 保育指針：同上 ③ 運営基準：同上

【文書指摘：C、口頭指導：B、その他(助言)：A】

項 目		着 眼 点	保 育 所	認 定 こ も 園	幼 保 幼 地 方	小 規 模	事 業 所	根拠法令等	点 検 手 続 等	主 な 指 導 事 項	指 導 区 分		
1. 保育 の 状 況	(1)人権の尊重	児童(園児)の人権に十分配慮するとともに、児童一人一人の人格を尊重した保育を行っているか。	○	○	○	○	○	児童基準第5条第1項 保育指針第1章1(5)ア 幼保連携基準第13条第1項 教育・保育要領第1章第2-2(3)ク 家庭基準第5条第1項 運営基準第3条第2項 R7年こ成事第175号・こ支総第50号別紙1-2(2)第1ー1【保】(6)	実地、聞き取り等により確認	児童(園児)の人権に配慮し、一人一人の人格を尊重した保育を行うこと。	C		
			○	○	○	○	○			同上 (配慮等に欠ける点があるが、やむを得ない事情があると認められる場合)	B		
		児童(園児)の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	○	○	○			○	児童基準第9条の2 児童基準等条例第2条5 幼保連携基準第13条第1項 認定こども園基準条例第2条第7項、第3条第3項 家庭基準第12条 運営基準第25、50条	実地、保育の記録等、聞き取りにより確認 【有害な影響を与える行為】 暴行、わいせつな行為、減食、長時間の放置、暴言、拒絶的な対応、心理的な外傷を与える言動等	児童(園児)の心身に有害な影響を与える行為をしないこと。	C	
			○	○	○	○	○	○		同上 (心身に有害な影響を与えることにつながるような、一部不適切な行為がある場合)	B		
		(2)全体的な計画	保育所保育指針に基づいて全体的な計画が適切に作成し、保育の提供を行っているか。	○		○	○	○	○	保育指針第1章3(1)、(5) 教育・保育要領第1章第2-1(1)、(2)	全体的な計画、聞き取りにより確認 保育指針第1章3(1)に基づき作成されているか確認	全体的な計画を作成すること。	C
			【認】幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいて全体的な計画を適切に作成し、教育・保育の提供を行っているか。	○		○			○	R7年こ成事第175号・こ支総第50号別紙1-2(2)-第1-1【保】(3)ア 運営基準第15条第1項 運営基準第44条	【認】自園の教育・保育方針や目標、発達過程、教育・保育要領に基づき、全体的な計画が作成されているか確認	同上 (作成されているが、自園の保育(教育・保育)方針や目標、発達過程、保育指針の第1章1(2)、3(1)、第2章に示されている内容(教育・保育要領の第1章第1、第2-1、第2章の内容)が記述されていない場合)	B
			○	○	○	○	○		同上 (作成されているが、記述されている内容が不十分な場合)	A			
	(3)指導計画	全体的な計画に基づいて指導計画が適切に作成されているか。	○		○	○	○	○	保育指針第1章3(2)ア、(3)エ 教育・保育要領第1章第2-2(1)、(2)	指導計画、聞き取りにより確認 保育指針第1章3(2)ア～キに基づき作成されているか確認	指導計画を作成すること。	C	
		【認】園児の多様性及び発達の連続性を踏まえた指導計画が適切に作成されているか。	○		○			○	R7年こ成事第175号・こ支総第50号別紙1-2(2)-第1-1【保】(3)ア、イ	【認】自園の実態に応じながら、教育・保育要領第1章第2-2に基づき作成されているか確認	同上 (作成されているが、児童(園児)の実態に即した具体的なねらい及び内容が記述されていない場合)	B	
											同上 (作成されているが、記述されている内容が不十分な場合)	A	
		食事の提供を含む食育計画が作成されているか。	○		○	○	○	○	保育指針第1章3(1)ウ、第3章2(1)ウ 教育・保育要領第3章第2-3	食育計画、聞き取りにより確認。	乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食育計画が作成されていること。	B	
					○	○	○				同上 (作成されているが、記述されている内容が不十分な場合)	A	

V 支援
(保育所等)

凡例【保育所】 ① 児童基準：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 ② 児童基準条例：広島市児童福祉施設設備基準等条例 ③ 保育指針：保育所保育指針 ④ R7年こ成事第175号・こ支総第50号：児童福祉行政指導監査実施要綱 ⑤ 運営基準：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

【幼保連携型認定こども園】 ① 幼保連携基準：幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 ② 教育・保育要領：幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ③ 府子本第373号：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について ④ 認定こども園法：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 ⑤ 認定こども園規則：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則

【その他の認定こども園】 ① 認定こども園基準：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準 ② 認定こども園基準条例：同上 ③ 保育指針：同上 ④ 教育・保育要領：同上 ⑤ 運営基準：同上

【地域型保育事業】 ① 家庭基準：家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 ② 保育指針：同上 ③ 運営基準：同上

【文書指摘：C、口頭指導：B、その他(助言)：A】

項 目	着眼点	保育所	認定こども園 幼保	幼	幼	地方	小規模 事業所	根拠法令等	点検手続等	主な指導事項	指導区分
	児童(園児)の健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成されているか	○	○	○	○	○	○	保育指針第1章3(1)ウ(3)エ第3章1(2)ア教育・保育要領第3章第1-2(1)認定こども園法第27条学校保健安全法第5条	保健計画、聞き取りにより確認。	保健計画を作成すること。	B
		○	○	○	○	○	○			同上 (作成されているが、記述されている内容が不十分な場合)	A
	3歳未満児について、個別的な指導計画が適切に作成されているか。	○	○	○	○	○	○	保育指針第1章3(2)イ(ア)、(3)エ教育・保育要領第1章第3-4(2)ア、第2-2(4)ア	3歳未満児の個別的な指導計画、聞き取りにより確認	3歳未満児の個別的な指導計画を作成すること。	B
		○	○	○	○	○	○			同上 (作成されているが、記述されている内容が不十分な場合)	A
	障害のある児童の保育について、発達過程や障害の状態を把握し、指導計画に位置付けているか。 【認】障害のある園児の指導にあたっては、発達過程や障害の状態を把握し、指導内容や指導方法を工夫しているか。	○	○	○	○	○	○	保育指針第1章3(2)キ、(3)エ教育・保育要領第1章第2-3(1)、2(4)ア	指導計画、個別の指導計画、聞き取りにより確認 【認】個別の指導計画、指導内容や指導方法の工夫を聞き取りにより確認	障害のある児童の保育について、指導計画に位置付けること。 子どもの状況に応じた個別の計画を作成すること。	B
		○	○	○	○	○	○			同上 (位置付けられているが、個別のねらい等が記述されていない等、内容が不十分な場合) 【認】個別の指導計画を作成し、活用することに努めること。	A
(4)保育の記録	就学に際しては、児童(園児)の育ちを支えるための資料である「保育所児童保育要録(認定こども園園児指導要録抄本又は写し)」が作成され、保育園(認定こども園)から小学校へ送付されているか。また、転園等に際し、継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、当該教育・保育施設やその他の機関との密接な連携に努めているか。	○	○	○	○	○	○	保育指針第2章4(2)ウH30年子保発第0330第2号2認定こども園規則第30条第1、2、3項学校教育法施行規則第24条H30年府子本第315号ほか4(1)R7年こ成事第175号・こ支総第50号別紙1-2(2)-第1-1[保](3)エ運営基準第11条、第42条第9項運営基準第27条第3項R4年3月24日厚生労働省通知	保育所児童保育要録(「認定こども園園児指導要録」抄本又は写し)、聞き取りにより確認	「保育所児童保育要録」(「認定こども園園児指導要録」抄本又は写し)を作成し、小学校へ送付すること。	C
		○	○	○	○	○	○			同上 (作成されているが、一部不適切な記述がある等、内容が不十分な場合)	B
		○	○	○	○	○	○			転園に際し、必要に応じ保育要録(又は指導要録)等を送付するよう努めること。	A
	児童(園児)の支援の状況を明らかにする帳簿が整備されており、子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の施設等の利用状況等の把握に努めているか。	○	○	○	○	○	○	児童基準第14条保育指針第1章3(3)エ認定こども園規則第26条学校教育法施行規則第25条、第28条第1項家庭基準第19条運営基準第10条、41条運営基準第12条運営基準第17条	児童(園児)の支援の状況の帳簿 児童(園児)の出欠簿、保育日誌、児童票(認定こども園園児指導要録)等、聞き取りにより確認	児童(園児)の支援の状況を明らかにする帳簿を整備すること。	C
		○	○	○	○	○	○			同上 (帳簿が一部整備されていない、または記載漏れがある場合)	B

V 支援
(保育所等)

凡例【保育所】

① 児童基準：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 ② 児童基準条例：広島市児童福祉施設設備基準等条例 ③ 保育指針：保育所保育指針 ④ R7年こ成事第175号・こ支総第50号：児童福祉行政指導監査実施要綱 ⑤ 運営基準：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

【幼保連携型認定こども園】 ① 幼保連携基準：幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 ② 教育・保育要領：幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ③ 府子本第373号：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について ④ 認定こども園法：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 ⑤ 認定こども園規則：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則

【その他の認定こども園】 ① 認定こども園基準：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準 ② 認定こども園基準条例：同上 ③ 保育指針：同上 ④ 教育・保育要領：同上 ⑤ 運営基準：同上

【地域型保育事業】 ① 家庭基準：家庭の保育事業等の設備及び運営に関する基準 ② 保育指針：同上 ③ 運営基準：同上

【文書指摘：C、口頭指導：B、その他(助言)：A】

項 目	着眼点	保育所	認定こども園 幼保	幼	幼	地方	小規模 事業所	根拠法令等	点検手続等	主な指導事項	指導区分
(5)自己評価 【認】評価	保育士等は自己評価を通して、専門性の向上や保育実践の改善を行っているか。 ※幼保連携型認定こども園は、この項目は運用しない。	○	○	○	○	○	○	保育指針第1章3(4)ア	保育の計画(全体的な計画、指導計画等)、保育の記録等、聞き取りにより確認	保育士等の自己評価を通して、専門性の向上や保育実践の改善を行うこと。	B
										同上 (自己評価を行っているが、改善が不十分な場合)	A
	保育所等は、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、保育の内容等について自ら評価を行い、改善を図っているか。	○	○	○	○	○	○	児童基準第36条の2第1項 保育指針第1章3(4)イ、(5) R7年こ成事第175号・こ支総第50号別紙1-2-(2)-第1-1[保](3)ウ 認定こども園規則第23条第1項 認定こども園基準第8-8 家庭基準第5条第3項 運営基準第16条第1項、第45条第1項	会議録、園の自己評価等、聞き取りにより確認	保育所等は、保育の内容等について自ら評価を行うこと。 【認】認定こども園は、教育及び保育並びに子育て事業の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表すること。	B
		○	○	○	○	○	○			同上 (自己評価を行っているが、保育の内容等の改善が不十分な場合) 【認】自ら評価を行っているが、公表が不十分な場合	A
(6)外部評価	定期的に保護者その他の関係者(職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めているか。	○	○	○	○	○	○	運営基準第16条第2項 運営基準第45条第2項 児童基準第36条の2第2項 家庭基準第5条第4項 認定こども園施行規則第24、25条 認定こども園基準第8-8	関係書類、聞き取りにより確認	定期的に保護者その他の関係者(職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けること。 (定期的に評価を受けているが、公表していない場合)評価の結果について、公表するよう努めること。	A
(7)研修	職員及び保育所等の課題を踏まえた研修が計画的に実施されているか。	○	○	○	○	○	○	児童基準第7条の2第2項 保育指針第5章3、4 幼保連携基準第13条第1項 認定こども園基準第6-4 家庭基準第9条第2項 R7年こ成事第175号・こ支総第50号別紙1-2(2)-第1-1[保](3)力 運営基準第21条第3項 運営基準第47条第3項	事前提出資料(職員の研修等の実施状況) 関係書類、聞き取りにより確認	職員及び保育所等の課題を踏まえた研修を計画的に実施すること。	C
		○	○	○	○	○	○			同上 (実施されているが、課題を踏まえた研修の計画や、実施状況が不十分な場合)	B

V 支援
(保育所等)

凡例【保育所】 ① 児童基準：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 ② 児童基準条例：広島市児童福祉施設設備基準等条例 ③ 保育指針：保育所保育指針 ④ R7年こ成事第175号・こ支総第50号：児童福祉行政指導監査実施要綱 ⑤ 運営基準：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

【幼保連携型認定こども園】 ① 幼保連携基準：幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 ② 教育・保育要領：幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ③ 府子本第373号：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について ④ 認定こども園法：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 ⑤ 認定こども園規則：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則

【その他の認定こども園】 ① 認定こども園基準：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準 ② 認定こども園基準条例：同上 ③ 保育指針：同上 ④ 教育・保育要領：同上 ⑤ 運営基準：同上

【地域型保育事業】 ① 家庭基準：家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 ② 保育指針：同上 ③ 運営基準：同上

【文書指摘：C、口頭指導：B、その他(助言)：A】

項 目	着眼点	保育所	認定こども園 幼保	幼	幼	地方 小規模	事業所	根拠法令等	点検手続等	主な指導事項	指導区分
(8)保育内容	保育指針に規定される保育の内容を踏まえた適切な保育が行われているか。	○	○	○	○	○	○	児童基準第35条 認定こども園法第10条第1、3項 認定こども園法第6条 認定こども園基準第5 家庭基準第25、30、32、36、46、48条 R7年こ成事第175号・こ支総第50号別紙1-2(2)-第1-1[保](3)	全体的な計画、指導計画、関係書類、実地、聞き取りにより確認	保育指針に規定される保育の内容を踏まえた適切な保育を行うこと。 【認】教育・保育要領に規定される教育・保育の内容に沿い、乳幼児期の特性を踏まえた適切な環境による教育・保育を行うこと。	C
	【認】教育・保育要領に規定される教育・保育の内容に沿い、乳幼児期の特性を踏まえ、適切な環境を通した教育・保育が行われているか。	○	○	○	○	○	○	児童基準第36条 保育指針第4章2(1)ア 幼保連携基準第13条第1項 教育・保育要領第4章第2-1 家庭基準第26、30、32、36、46、48条 R7年こ成事第175号・こ支総第50号別紙1-2(2)-第1-1[保](3)オ 運営基準第14、17、23、50条	関係書類(入園のしおり、園だより、連絡帳、保護者との懇談等)、聞き取りにより確認	同上 (保育のねらい及び内容が保育指針に沿っていない、または保育内容を踏まえた保育の実施が不十分な場合) (【認】教育・保育のねらい及び内容が教育・保育要領に沿っていないか、乳幼児期の特性を踏まえていない。または適切な環境による教育・保育の実施が不十分な場合)	B
(9)秘密保持、個人情報保護	保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るように努めているか。	○	○	○	○	○	○	児童基準第36条 保育指針第4章2(1)ア 幼保連携基準第13条第1項 教育・保育要領第4章第2-1 家庭基準第26、30、32、36、46、48条 R7年こ成事第175号・こ支総第50号別紙1-2(2)-第1-1[保](3)オ 運営基準第14、17、23、50条	関係書類(入園のしおり、園だより、連絡帳、保護者との懇談等)、聞き取りにより確認	保護者との連絡や連携を図るよう努めること。	C
	業務上知り得た秘密を漏えいしないような措置を講じ、退職後も秘密を保持すべき措置を講じているか。	○	○	○	○	○	○	児童基準第14条の2 保育指針第4章1(2)イ 幼保連携基準第13条第1項 家庭基準第20条 運営基準第27条第1、2項 運営基準第50条	秘密保持の方策を講じているか、聞き取りにより確認	同上 (保護者との連絡や連携が不十分な場合)	B
(10)保育の環境	業務上知り得た秘密を漏えいしないような措置を講じ、退職後も秘密を保持すべき措置を講じているか。	○	○	○	○	○	○	児童基準第14条の2 保育指針第4章1(2)イ 幼保連携基準第13条第1項 家庭基準第20条 運営基準第27条第1、2項 運営基準第50条	秘密保持の方策を講じているか、聞き取りにより確認	業務上知り得た秘密を漏らさないこと。	C
	保育室等が設備及び最低基準にあった構造になっているか。	○	○	○	○	○	○	児童基準第5条第4項 児童基準第32条(幼保は第8号のみ) 児童基準条例第9条第4項、第10条第6項 幼保連携基準第7、8、11条、第13条第1項 認定こども園基準第4、第8-9 家庭基準第28、32、33、43、48条 R7年こ成事第175号・こ支総第50号別紙1-2(1)-第1-2-イ	事前提出資料(保育所等の概況)、実地、聞き取りにより確認	保育室等を設備及び最低基準にあった構造にすること。 同上 (最低基準は満たしているが、児童(園児)が活動しやすい場となっていない等、設備、構造に不備がある場合)	B

V 支 援
(保 育 所 等)

凡例【保育所】

① 児童基準：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 ② 児童基準条例：広島市児童福祉施設設備基準等条例 ③ 保育指針：保育所保育指針 ④ R7年こ成事第175号・こ支総第50号：児童福祉行政指導監査実施要綱 ⑤ 運営基準：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

【幼保連携型認定こども園】 ① 幼保連携基準：幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 ② 教育・保育要領：幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ③ 府子本第373号：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について ④ 認定こども園法：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 ⑤ 認定こども園規則：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則

【その他の認定こども園】 ① 認定こども園基準：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準 ② 認定こども園基準条例：同上 ③ 保育指針：同上 ④ 教育・保育要領：同上 ⑤ 運営基準：同上

【地域型保育事業】 ① 家庭基準：家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 ② 保育指針：同上 ③ 運営基準：同上

【文書指摘：C、口頭指導：B、その他(助言)：A】

項 目	着眼点	保 育 所	認 定 こ も 園	幼 保	幼 幼	地 方	小 規 模	事 業 所	根拠法令等	点検手続等	主な指導事項	指導区分
	児童(園児)が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。	○	○	○	○	○	○	○	児童基準第5条第5項 保育指針第1章1(4)イ 認定こども園法第27条 学校保健安全法第26条 家庭基準第5条第6項 R7年こ成事第175号・こ支総第50号別紙1-2(1)-第1-2-ア	実地、聞き取りにより確認 【危険箇所例示】 ①階段・ベランダ・窓・ベッド等からの転落防止 ②ガラス・壁・床等の破損や段差の危険防止 ③ 非常口・非常階段の管理 ④家具・備品の転倒、 棚からの落下防止 ⑤扉や戸の危険防止 ⑥屋 外設備の安全性の確保 ⑦マンホール・排水口・ 用水路等の危険防止	児童(園児)が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備に すること。 (危険箇所例示に該当する事例があり、対策が全く講じられていない場合)	C
		○	○	○	○	○	○	○			同上 (危険箇所例示に該当する事例があるが、修繕について対応中である等、やむを得ない事情が認められる場合)	B
	保育室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切にされているか。	○	○	○	○	○	○	○	児童基準第5条第5項 保育指針第1章1(4)イ、第3章3(1) 認定こども園法第27条 学校保健安全法第6条第2項 教育・保育要領第3章第3-1(1)(2) 家庭基準第5条第6項 R7年こ成事第175号・こ支総第50号別紙1-2(1)-第1-2-ウ	実地(保育室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光、照明等)、聞き取りにより確認	保育室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は 適切にすること。 (保育室等の清掃等が、全く実施されていない場合)	C
		○	○	○	○	○	○	○			同上 (保育室等の清掃等が、一部不十分な場合)	B
(11)苦情への対応	苦情を受け付けるための窓口を設置するなど、苦情解決に適切に対応しているか。	○	○	○	○	○	○	○	児童基準第14条の3第1項 保育指針第1章1(5)ウ 幼保連携基準第13条第1項 認定こども園基準条例第2条第9項 家庭基準第21条第1項 R7年こ成事第175号・こ支総第50号別紙1-2(1)-第1-1(10) 運営基準第30条第1、2項	苦情解決簿等、聞き取りにより確認 【苦情解決の仕組み】 ①苦情解決の取り組み状況 ②規程の制定状況 ③苦情解決責任者の選任(施設長、理事長等) ④苦情受付担当者の選任(職員) ⑤第三者委員の選任(複数、評議員(理事除く)、監事、民生委員など) ⑥利用者への周知(施設掲示、パンフレット配布等) ⑦苦情受付、報告(苦情解決責任者、第三者委員) ⑧苦情解決に向けての話し合い ⑨苦情解決の記録、報告 ⑩解決結果の公表(事業報告書、広報誌等)	苦情を受け付けるための窓口を設置するなど、苦情解決に 適切に対応すること。 (規程が制定されていない、若しくは苦情解決責任者または 担当者が選任されていない等、苦情解決に全く対応してい ない場合)	C
		○	○	○	○	○	○	○			同上 (規程に沿って苦情が解決されていない、第三者委員が選 任されていない等、対応が不十分な場合)	B
		○	○	○	○	○	○	○			同上 (対応に不十分な点があるが、職員の異動等による一時的 な委員の欠如等、やむを得ない事情が認められる場合)	A
		○	○	○	○	○	○	○				
(12)保育時間	開所・閉所時間、保育時間、開設日数が適切に設けられているか。	○	○	○	○	○	○	○	児童基準第34条 幼保連携基準第9条 教育・保育要領第1章第2-1(3)エ 認定こども園基準第8-2 家庭基準第24、30、32、46、48条 R7年こ成事第175号・こ支総第50号別紙1-2(2)-第1-1[保](1)	事前提出資料(保育所等の概況)、関係書類、聞き取りにより確認	開所・閉所時間、保育時間、開設日数を適切に設けること。	C
		○	○	○	○	○	○	○			同上 (開設日数等が適切に設けられていない事例があるが、やむを得ない事情があると認められる場合)	B

V 支 援
(保 育 所 等)

凡例【保育所】

① 児童基準：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 ② 児童基準条例：広島市児童福祉施設設備基準等条例 ③ 保育指針：保育所保育指針 ④ R7年こ成事第175号・こ支総第50号：児童福祉行政指導監査実施要綱 ⑤ 運営基準：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

【幼保連携型認定こども園】 ① 幼保連携基準：幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 ② 教育・保育要領：幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ③ 府子本第373号：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について ④ 認定こども園法：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 ⑤ 認定こども園規則：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則

【その他の認定こども園】 ① 認定こども園基準：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準 ② 認定こども園基準条例：同上 ③ 保育指針：同上 ④ 教育・保育要領：同上 ⑤ 運営基準：同上

【地域型保育事業】 ① 家庭基準：家庭の保育事業等の設備及び運営に関する基準 ② 保育指針：同上 ③ 運営基準：同上

【文書指摘：C、口頭指導：B、その他(助言)：A】

項 目	着眼点	保 育 所	認 定 こ も 園 幼 保	幼 保	幼 保	幼 保	小 規 模 地 方	事 業 所	根拠法令等	点検手続等	主な指導事項	指導区分
(13)私的契約児	定員を超えて私的契約児を入所させていないか。	○	○	○	○	○	○	○	運営基準第22条	事前提出資料(保育所等の概況)、関係書類、聞き取りにより確認	定員を超えて私的契約児を入所させないこと。	C
		○		○			○	○	運営基準第48条		同上 (入所させている事例があるが、やむを得ない事情があると認められる場合)	B
	R7年こ成事第175号・こ支総第50号別紙1-2(2)-第1-1[保](4)									事前提出資料(教育・保育の状況)、聞き取りにより確認	教育及び保育を行う期間及び時間を適切に設けること。	C
											同上 (教育及び保育を行う期間及び時間が適切に設けられていない事例があるがやむを得ない事情があると認められる場合)	B
	【認定こども園】											
(14)教育時間	教育及び保育を行う期間及び時間が適切に設けられているか。	○	○	○	○	○	○	○	幼保連携基準第9条第1項 教育・保育要領第1章第2-1-(3)イ、ウ、エ	事前提出資料(教育・保育の状況)、聞き取りにより確認	教育及び保育を行う期間及び時間を適切に設けること。	C
【認定こども園】											同上 (教育及び保育を行う期間及び時間が適切に設けられていない事例があるがやむを得ない事情があると認められる場合)	B
(15)学級編制	満3歳以上の園児については、学級編制を行っているか。	○	○	○	○	○	○	○	幼保連携基準第4条第1項 認定こども園基準第2-2	事前提出資料(学級編制の状況等)により確認	学級は、学年始の日の前日において、同じ年齢にある園児で編制していること ※園の方針で3・4・5歳児混合の異年齢学級で編制する場合もある	B
【認定こども園】												
(16)職員の配置と職務について	職員の配置と職務を正しているか。	○	○	○	○	○	○	○	認定こども園法第14条第1項 認定こども園法第15条 幼保連携基準第5条第1、2、3項 認定こども園基準第2-1、第3	事前提出資料(学級編制の状況等)、聞き取りにより確認	職員の配置を正すこと。	C
【認定こども園】											同上 (配置基準を満たさない事例があるが、継続性がなく、やむを得ない事情があると認められる場合)	B
【小規模保育事業所】								○	家庭基準第29条第2項 家庭基準第44条第2項 家庭基準第47条第2項	事前提出資料(時間帯による勤務状況等)、聞き取りにより確認	職員の配置を正すこと。	C
【事業所内保育事業所】								○			同上 (配置基準を満たさない事例があるが、継続性がなく、やむを得ない事情があると認められる場合)	B
2. 健康・安全の状況	(1)健康管理	○	○	○	○	○	○	○	児童基準第12条第1項 保育指針第3章1(2)イ 認定こども園法第27条 学校保健安全法第13条第1項 学校保健安全法施行規則第8条 教育・保育要領第3章第1-2(2) 家庭基準第17条第1項 R7年こ成事第175号・こ支総第50号別紙1-2(2)-第2[共](1)	関係書類(健康診断の実施、結果の記録等)、聞き取りにより実施状況を確認	児童(園児)の健康診断を適切に実施すること。	C
		○	○	○	○	○	○	○			同上 (健康診断の実施、結果の記録及び保管が不十分な場合)	B

V 支 援
(保 育 所 等)

凡例【保育所】

① 児童基準：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 ② 児童基準条例：広島市児童福祉施設設備基準等条例 ③ 保育指針：保育所保育指針 ④ R7年こ成事第175号・こ支総第50号：児童福祉行政指導監査実施要綱 ⑤ 運営基準：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

【幼保連携型認定こども園】 ① 幼保連携基準：幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 ② 教育・保育要領：幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ③ 府子本第373号：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について ④ 認定こども園法：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 ⑤ 認定こども園規則：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則

【その他の認定こども園】 ① 認定こども園基準：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準 ② 認定こども園基準条例：同上 ③ 保育指針：同上 ④ 教育・保育要領：同上 ⑤ 運営基準：同上

【地域型保育事業】 ① 家庭基準：家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 ② 保育指針：同上 ③ 運営基準：同上

【文書指摘：C、口頭指導：B、その他(助言)：A】

項 目	着眼点	保 育 所	認 定 こ ど も 園	小 規 模 事 業 所	根拠法令等	点検手続等	主な指導事項	指導区分
	感染症等に対する対策は、適切に行われているか。	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	児童基準第10条第2項 保育指針第3章1(3)イ 認定こども園規則第27条 学校保健安全法施行規則第21条第1、2項 教育・保育要領第3章第1-3(2) 家庭基準第14条第2項 R7年こ成事第175号・こ支総第50号別紙1-2(1)-第1-1(7)ア	関係書類(感染症対策等)、聞き取りにより確認	感染症等に対する対策を行うこと。 同上 (対策は行われているが、対策の内容が不十分な場合)	C B
(2)安全管理	児童(園児)の安全への事故防止対策を講じているか。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	保育指針第3章3(2) 認定こども園法第27条 学校保健安全法第26、27、29、30条 教育・保育要領第3章第3-2(1)(2)(3) R7年こ成事第175号・こ支総第50号別紙1-2(2)-第1-1[保](5)(7)、第2[共](2) 運営基準第32条第1項、第50条 児童基準第6条の3、第6条の4 家庭基準第7条の2、第7条の3 認定こども園基準第8-5・6・7 府子本第373号3(3) 認定こども園法施行規則第27条 学校保健安全法施行規則第28、29条、第29条の2	関係書類(事故防止対策等)、聞き取りにより確認	児童(園児)の安全への事故防止対策を講じること。 同上 (対策を講じているが、対策の内容が不十分な場合)	C B
	事故が発生した場合は、速やかに市町村、保護者へ連絡し、必要な措置を講じているか。	○ ○	○ ○	○ ○	運営基準第32条2、3項、第50条 R7年こ成事第175号・こ支総第50号別紙1-2(2)-第1-1[保](5)キ	関係書類、聞き取りにより確認	事故の発生に際し、速やかに保護者に連絡し、重大事故の場合は本市に報告すること。 また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。	B
	児童(園児)に体調の急変が生じた場合など、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行っているか。	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	運営基準第18、50条 保育指針第3章1(3)ア 教育・保育要領第3章第1-3(1) 認定こども園法第27条 学校保健安全法第29、30条	関係書類、聞き取りにより確認	児童(園児)に体調の急変が生じた場合には、速やかに保護者又は医療機関に連絡すること。	B
(3)虐待への対応	児童(園児)の虐待の早期発見に努めているか。	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	児童虐待防止法第5条第1項 児童基準条例第2条第5項、第9条第5項、第10条第6項 保育指針第4章2(3)イ 認定こども園基準条例第2条第3条3 教育・保育要領第4章第2-9 R7年こ成事第175号・こ支総第50号別紙1-2(2)-第2[共](8) 運営基準第3条第4項	関係書類、聞き取りにより確認	児童(園児)の虐待の早期発見に努めること。 同上 (児童(園児)虐待の早期発見への取り組みが不十分な場合)	C B

V 支 援
(保 育 所 等)

凡例【保育所】

① 児童基準：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 ②児童基準条例：広島市児童福祉施設設備基準等条例 ③保育指針：保育所保育指針 ④R7年こ成事第175号・こ支総第50号：児童福祉行政指導監査実施要綱 ⑤運営基準：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

【幼保連携型認定こども園】 ①幼保連携基準：幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 ②教育・保育要領：幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ③府子本第373号：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について ④認定こども園法：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 ⑤認定こども園規則：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則

【その他の認定こども園】 ①認定こども園基準：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準 ②認定こども園基準条例：同上 ③保育指針：同上 ④教育・保育要領：同上 ⑤運営基準：同上

【地域型保育事業】 ①家庭基準：家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 ②保育指針：同上 ③運営基準：同上

【文書指摘：C、口頭指導：B、その他(助言)：A】

項 目	着眼点	保 育 所	認 定 こ も 園	幼 保	幼 幼	地 方	小 規 模	事 業 所	根拠法令等	点検手続等	主な指導事項	指導区分
	発見した時は、速やかに市町村または児童相談所に通告しているか。	○	○	○	○	○	○	○	児童虐待防止法第6条第1項 児童福祉法第25条 保育指針第4章2(3)イ 教育・保育要領第4章第2-9	関係書類、聞き取りにより確認	発見した時は速やかに通告すること。	C
		○	○	○	○	○	○	○			同上 (速やかに通告していない事例があるが、やむを得ない事情があったと認められる場合)	B
	必要に応じて、市町村や関係機関との連携が図られているか。	○	○	○	○	○	○	○	保育指針第4章2(3)イ 教育・保育要領第4章第2-9 R7年こ成事第175号・こ支総第50号別紙1-2(2)-第2[共](8)	関係書類、聞き取りにより確認	市町村や関係機関と連携を図ること。	C
		○	○	○	○	○	○	○			同上 (連携が図られていない事例があるが、やむを得ない事情があると認められる場合)	B
3. その他	(1)記録の整備	○	○	○	○	○	○	○	運営基準第34条第2項 運営基準第49条第2項	関係書類(保育の提供に関する記録)により確認	記録を整備し、5年間保管すること。	B
	(2)防災体制の充実強化	○	○	○	○	○	○	○	消防法第8条 消防法施行令第1条の2第3項、第3条の2	事前提出資料、選任届出(控)により確認	防火管理者を選任・届け出ること。	B
										消防計画の届出に係る書類により確認	消防計画を作成すること。	C
											消防計画を所轄の消防署に届け出ること。	B
											消防計画の内容が実態に即していない、又は不備があるので修正の上、所轄の消防署へ届け出ること。	B
	避難・消火訓練は、施設ごとに定められた回数以上適切に実施されているか。(収容人員が30人以上の施設に限る。)	○	○	○	○	○	○	○	消防法施行規則第3条第10項 指導監督基準3(2) 児童基準第6条 家庭基準第7条 R7年こ成事第175号・こ支総第50号別紙1-2(1)-第2-3-カ	事前提出資料、記録簿により確認	避難訓練及び消火訓練が基準の回数以上実施されていないので実施すること。	B
	消防法令に基づいて消火器等必要な消防設備を整備しているか ※スプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等	○	○	○	○	○	○	○	消防法第17条 消防法施行令第6条 児童基準第6条第1項 家庭基準第7条第1項	事前提出資料、消防査察指摘等により、消防設備に係る指摘事項の有無を確認 指摘事項がある場合、改善報告により、改善状況を検証	消防法令に基づいた必要な消防設備が未設置なので設置すること	C
											消防設備の整備が不十分なので、適切に整備すること	B
	消防用設備等は定期的に点検されているか ※延べ面積1,000㎡以上の場合、専門業者(消防設備士、消防設備点検有資格者)により点検されているか	○	○	○	○	○	○	○	消防法第17条の3の3 消防法施行令第36条第2項 消防法施行規則第31条の6 H16消防庁告示第9号	事前提出資料、消防用設備等点検結果報告書(受付印)等により、その実施を確認 機器点検年2回(①R . . . ②R . . .) 総合点検年1回(R . . .) 消防署への報告年1回(R . . .)	消防用設備等の点検が未実施なので、実施すること	C
											消防用設備等の点検が適切に実施されていないので、実施すること 消防署への報告が行われていないため、報告を行うこと	B

V 支援
(保育所等)

凡例【保育所】 ① 児童基準：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 ② 児童基準条例：広島市児童福祉施設設備基準等条例 ③ 保育指針：保育所保育指針 ④ R7年こ成事第175号・こ支総第50号：児童福祉行政指導監査実施要綱 ⑤ 運営基準：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

【幼保連携型認定こども園】 ① 幼保連携基準：幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 ② 教育・保育要領：幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ③ 府子本第373号：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について ④ 認定こども園法：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 ⑤ 認定こども園規則：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則

【その他の認定こども園】 ① 認定こども園基準：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準 ② 認定こども園基準条例：同上 ③ 保育指針：同上 ④ 教育・保育要領：同上 ⑤ 運営基準：同上

【地域型保育事業】 ① 家庭基準：家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 ② 保育指針：同上 ③ 運営基準：同上

【文書指摘：C、口頭指導：B、その他(助言)：A】

項 目	着眼点	保育所	認定こども園 幼保	幼	幼	地方 小規模	事業所	根拠法令等	点検手続等	主な指導事項	指導区分
	洪水、土砂災害、津波の被災の恐れのある地域の市防災計画に定められた要配慮者利用施設等の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成しているか。	○	○	○	○	○	○	水防法第15条の3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2 津波防災地域づくりに関する法律第71条第1項 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き	関係書類により確認 (避難確保計画は、「消防計画」や「非常災害対策計画」の中に、避難確保計画に定める事項を加えることで、これらの計画と一体的に作成することができる」とされている)	避難確保計画を作成すること ※要配慮者利用施設でなければ作成不要(要配慮者利用施設一覧は、市HP「災害時要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について」に掲載)	B
	避難確保計画に基づく避難訓練を実施しているか。	○	○	○	○	○	○		関係書類により確認 (「訓練実施結果報告書」を危機管理室に提出することとなっている)	避難確保計画に基づく避難訓練が年1回以上実施されていないので実施すること ※要配慮者利用施設でなければ訓練不要	B
	児童(園児)の非常災害に備えるための対策を講じているか。	○	○	○	○	○	○	児童基準条例第2条第8項、第9条第5項、第10条第6項 保育指針第3章4 認定こども園法第27条 学校保健安全法第29、30条 認定こども園基準条例第2条第8項、第3条第3項 教育・保育要領第3章第4 R7年こ成事第175号・こ支総第50号別紙1-2(1)-第2-3	関係書類(非常災害に備えるための対策等)、聞き取りにより確認	児童(園児)の非常災害に備えるための対策を講じること。	C
		○	○	○	○	○	○			同上 (対策を講じているが、対策の内容が不十分な場合)	B
4. 食事 の状況	(1)食事の提供 適切な給食を提供するよう努めているか。	○	○	○	○	○	○	児童基準第11条 保育指針第1章2(2)イ(イ)④ 幼保連携基準第13条第1項 教育・保育要領第1章第3-5(2)エ 家庭基準第15条	事前提出資料、聞き取りにより確認 ① 給与栄養目標量の設定 ② 献立作成	給食は、適切な栄養量を確保し、適切に提供すること。 (必要な栄養量が確保された食事が提供されておらず、かつ、確保にも努めていない場合)	C
	必要な栄養量が確保されているか。	○	○	○	○	○	○	R2年子発0331第1号 R2年子母発0331第1号 R7年こ成事第175号・こ支総第50号別紙1-2(1)-第1-1(3)-ア		同上 (適切な栄養量が確保されていない事例がある場合)	B
		○	○	○	○	○	○			同上 (実施状況が不十分な事例があるが、事故・災害等のやむを得ない事由がある場合)	A
	嗜好状況、残食(菜)状況、検食、食物アレルギー対応等が適切にされ、その結果等を献立に反映するなど工夫がされているか。	○	○	○	○	○	○	児童基準第11条 保育指針第1章2(2)イ(イ)④、第3章1(3)ウ、2(2)ウ 幼保連携基準第13条第1項 教育・保育要領第1章第3-5(2)エ、第3章第2-6 家庭基準第15条	事前提出資料、関係書類、聞き取りにより、嗜好・残食(菜)状況の把握を確認	嗜好・残食(菜)状況、検食、食物アレルギー対応等は適切に行うこと。 (嗜好状況等の把握が全く実施されていない場合)	C
		○	○	○	○	○	○	R2年子発0331第1号 R2年子母発0331第1号 H20年雇児総発第0307001号の② R7年こ成事第175号・こ支総第50号別紙1-2(1)-第1-1(3)-イ アレルギー疾患対策基本法第9条		同上 (嗜好状況等の把握漏れがある場合、また把握はしているが、その結果等を献立に反映する工夫がされていない場合)	B
	3歳未満児に対する献立、調理(離乳食等)、食事の環境などについての配慮がされているか。	○	○	○	○	○	○	保育指針第2章1(2)ア(ウ)②、2(2)ア(ウ)②④ 教育・保育要領第2章第1、第2 R2年子発0331第1号 R2年子母発0331第1号 R7年こ成事第175号・こ支総第50号別紙1-2(2)-第2-[共](5)	関係書類、聞き取りにより、児童の状況による調理内容が配慮されているか確認	3歳未満児に対する献立、調理(離乳食等)、食事環境などについて配慮すること。	B

**V 支 援
(保 育 所 等)**

凡例【保育所】

① 児童基準：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 ② 児童基準条例：広島市児童福祉施設設備基準等条例 ③ 保育指針：保育所保育指針 ④ R7年こ成事第175号・こ支総第50号：児童福祉行政指導監査実施要綱 ⑤ 運営基準：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

【幼保連携型認定こども園】 ① 幼保連携基準：幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 ② 教育・保育要領：幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ③ 府子本第373号：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について ④ 認定こども園法：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 ⑤ 認定こども園規則：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則

【その他の認定こども園】 ① 認定こども園基準：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準 ② 認定こども園基準条例：同上 ③ 保育指針：同上 ④ 教育・保育要領：同上 ⑤ 運営基準：同上

【地域型保育事業】 ① 家庭基準：家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 ② 保育指針：同上 ③ 運営基準：同上

【文書指摘：C、口頭指導：B、その他(助言)：A】

項 目	着 眼 点	保 育 所	認 定 こ も 園	小 規 模	事 業 所	根拠法令等	点検手続等	主な指導事項	指導区分
	給食日誌の記録及び脱脂粉乳の受払記録が適切に行われているか。	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	H9年社援施第65号 関税暫定措置法施行令第33条第5項 R7年こ成事第175号・こ支総第50号別紙1-2(2)-第2-[共](4)	給食日誌、脱脂粉乳の受払簿により確認。	給食日誌の記録及び脱脂粉乳の受払記録を適正に行うこと。 同上 (記録漏れがある場合)	B A
	給食材料が適切に用意され、保管されているか。	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	H9年社援施第65号 R7年こ成事第175号・こ支総第50号別紙1-2(2)-第2-[共](3)	実地、関係書類、聞き取りにより確認	給食材料を適切に用意・保管すること。 (食材料の必要量の確保、納品時の検収が適切でない、または保管方法が不適切な場合) 同上 (上記以外の保管漏れ等がある場合)	C B
(2)衛生管理	食中毒対策が適切に行われているか。	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	児童基準第10条第1、2項 学校保健安全法第6条第2項 学校環境衛生基準第5-1 家庭基準第14条第1、2項 H9年社援施第65号 R2年子発0331号第1号 R7年こ成事第175号・こ支総第50号別紙1-2(2)-第2-[共](6)	実地、事前提出資料、聞き取りにより、厨房等の実施状況を確認 ① 調理従事者等の衛生管理 ② 施設設備の衛生管理 ③ 衛生管理体制 ④ 検食	食中毒対策を適切に行うこと。 (衛生点検等、食中毒対策を全く行っていない場合) 同上 (行っているが一部不十分な場合)	C B
	保存食は、一定期間(2週間)適切な方法(冷凍保存)で保管されているか。 また、原材料についてもすべて保存されているか。	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	H8年社援施第117号の1 H9年社援施第65号 R7年こ成事第175号・こ支総第50号別紙1-2(1)-第1-1(3)-オ	実地、事前提出資料、聞き取りにより確認	保存食は、一定期間(2週間)適切な方法(冷凍保存)で保管すること。 また、原材料についても保存すること。 (保存食が全く保存されていない場合) 同上 (原材料や調理済み食品、保存日数に漏れがある場合、または冷凍保存の温度等、保存方法が不適切である場合) 同上 (調理済み食品のうち、調理を伴わない食品の保存食が一部不十分な場合)	C B A
	給食関係者の検便は、適切に実施されているか。	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	H9年社援施第65号 R7年こ成事第175号・こ支総第50号別紙1-2(1)-第1-1(3)-キ 労働安全衛生規則第47条	事前提出資料、関係書類により、給食関係者等の検便実施状況を確認	給食関係者の検便は、適切に実施すること。 (給食関係者の検便が全く実施されていない場合) 同上 (給食関係者の検便が実施されていない事例がある場合)	C B
	調理業務の委託が行われている場合、契約内容等が遵守されているか。	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	H10年児発第86号の4、5、6 H28年府子本第448号Ⅱ、Ⅲ5 R7年こ成事第175号・こ支総第50号別紙1-2(2)-第2-[共](7)	事前提出資料、聞き取りにより確認 (施設の業務) ① 保育所の給食の重要性 ② 給食の栄養基準・嗜好調査等の確認 ③ 検食 ④ 職員の健康診断・検便等の実施の確認 (受託業者の業務) ① 所要の栄養量の確保 ② 継続的・安定 的な能力 ③ 指導を行う栄養士の確保 ④ 相当の経験のある調理従事者 ⑤ 定期的な教育・訓練 ⑥ 定期的健康診断・検便 (その他) ① 業務分担・経費負担 ② 契約の解除 ③ 損害賠償等	調理業務の委託について契約内容等を遵守すること。 同上 (契約内容に一部不備がある場合) 同上 (契約内容の確認が不十分な場合)	C B A